

札幌市工事検査マニュアル 新旧対照表		
改訂前	改訂後	備考
6 検査の実施方法 検査の実施方法は、工事の種類、規模、検査に要する時間、検査時の気象状況等により、検査員が適宜判断し検査を実施する。 (1) 検査体制 工事管理室 検査員 工事発注課・請負者 【工事発注課】 工事監督員 担当係長 ※ 【請負者】 主任技術者又は監理技術者 現場代理人又は請負者 社内検査員 説明(2)(a) 説明(2)(b) - 検査において施工計画、工程・品質・安全管理等の技術的な説明を行うのは、主任（監理）技術者であり、「実質的な関与」を十分行ったかどうかを確認するものがある。 - 基本的には、主任（監理）技術者が一人で全て説明できることが必要である。（下請の主任技術者の立会い・説明は不要） - 検査は主任（監理）技術者が、検査員にどのような施工管理を行ったかを説明するとともに、どのような工夫を行ったかをアピールする機会でもある。 ※ 担当係長の立会は可能な範囲とする。 (2) 工事概要の把握 工事目的物の品質、性能、形状寸法及び施工にあたっての条件等、設計図書の内容、現地の状況、施工体制などについて把握したうえで検査を実施する。 (a) 監督員から説明を受ける工事概要 - 請負契約関係 - 工事概要（全体事業の概要及び当該工事の概要、設計書、仕様書の内容） - その他（地元等の渉外関係の対応状況など） (b) 請負者から説明を受ける工事概要 - 検査体制 - 労働災害及び公衆災害等の有無 - 工程を含む工事施工上での問題点とその対策 - その他	6 検査の実施方法 検査の実施方法は、工事の種類、規模、検査に要する時間、検査時の気象状況等により、検査員が適宜判断し検査を実施する。 (1) 検査体制 工事管理室 検査員 工事発注課・請負者 【工事発注課】 工事監督員 担当係長 ※ 【請負者】 主任技術者又は監理技術者 現場代理人又は請負者 社内検査員 説明(2)(a) 説明(2)(b) - 検査において施工計画、工程・品質・安全管理等の技術的な説明を行うのは、主任（監理）技術者であり、「実質的な関与」を十分行ったかどうかを確認するものがある。 - 基本的には、主任（監理）技術者が一人で全て説明できることが必要である。（下請の主任技術者の立会い・説明は不要）なお、他の請負者が説明することを妨げるものではない。 - 検査は主任（監理）技術者が、検査員にどのような施工管理を行ったかを説明するとともに、どのような工夫を行ったかをアピールする機会でもある。 ※ 担当係長の立会は可能な範囲とする。 (2) 工事概要の把握 工事目的物の品質、性能、形状寸法及び施工にあたっての条件等、設計図書の内容、現地の状況、施工体制などについて把握したうえで検査を実施する。 (c) 監督員から説明を受ける工事概要 - 請負契約関係 - 工事概要（全体事業の概要及び当該工事の概要、設計書、仕様書の内容） - その他（地元等の渉外関係の対応状況など） (d) 請負者から説明を受ける工事概要 - 検査体制 - 労働災害及び公衆災害等の有無 - 工程を含む工事施工上での問題点とその対策 - その他	工事ディレクターなど主任（監理）技術者以外の説明が可能であることを明記した